

◎ 環境影響評価法の一部を改正する法律案に対する修正案 対照表

○ 環境影響評価法の一部を改正する法律案〔抄〕

(傍線部分は修正部分)

修正後	修正前
<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第四十一条第五項の改正規定並びに附則第三条及び第四条第一項の規定 公布の日</p> <p>二 [略]</p> <p>(検討)</p> <p>第四条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後速やかに、環境に著しい影響を及ぼすおそれがある事業であつてその計画の立案の段階から実施までの段階にあるものに関し、その事業が環境に及ぼす影響をできる限り早期に把握することが重要であることとを踏まえ、その影響の調査、予測又は評価の在り方について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況</p>	<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第四十一条第五項の改正規定及び附則第三条の規定 公布の日</p> <p>二 [略]</p> <p>(検討)</p> <p>第四条 [新設]</p> <p>政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要</p>

について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

があるとき、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。